

別表第1の3（第2条関係）

種類	区分		単位	金額
都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する認定手数料	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第53条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）により法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合	一戸建ての住宅	1件につき	5,000円
		共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。）	認定対象住戸の数が1戸のものにつき	5,000円
			認定対象住戸の数が1戸を超え5戸以下のものにつき	10,000円
			認定対象住戸の数が5戸を超えるものにつき	17,000円
		共同住宅等（住戸の部分のみ）を認定の申請の対象とするものを除く。）	建築物全体の住戸の数が5戸以下のものにつき	10,000円に、共用部認定費相当額Aを加算した額
			建築物全体の住戸の数が5戸を超えるものにつき	17,000円に、共用部認定費相当額Aを加算した額
		非住宅建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のものにつき	10,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるものにつき	17,000円
		複合建築物（住戸の部分のみ）	建築物全体の住戸の数が1戸の	5,000円に、非住宅部分認定費相当額Aを加算

	を認定の申請	もの		した額	
	の対象とする ものを除く。)	建築物全体の住 戸の数が1戸を 超え5戸以下の もの	1件に つき	10,000円に、共用部認定 費相当額A及び非住宅 部分認定費相当額Aの 合計額を加算した額	
		建築物全体の住 戸の数が5戸を 超えるもの	1件に つき	17,000円に、共用部認定 費相当額A及び非住宅 部分認定費相当額Aの 合計額を加算した額	
	その他の場合	一戸建ての住宅		1件に つき	36,000円
		共同住宅等及び 複合建築物（住戸 の部分のみを認 定の申請の対象 とするものに限 る。）	認定対象住戸 の数が1戸の もの	1件に つき	36,000円
			認定対象住戸 の数が1戸を 超え5戸以下 のもの	1件に つき	73,000円
			認定対象住戸 の数が5戸を 超えるもの	1件に つき	102,000円
		共同住宅等（住戸 の部分のみを認 定の申請の対象 とするものを除 く。）	建築物全体の 住戸の数が5 戸以下のもの	1件に つき	73,000円に、共用部認定 費相当額Bを加算した 額
建築物全体の 住戸の数が5 戸を超えるも の			1件に つき	102,000円に、共用部認 定費相当額Bを加算し た額	

	非住宅 建築物	モデル 建物法 による 場合	建築物の延べ 面積が300平方 メートル以下 のもの	1 件に つき	85,000円
			建築物の延べ 面積が300平方 メートルを超 えるもの	1 件に つき	108,000円
		その他 の場合	建築物の延べ 面積が300平方 メートル以下 のもの	1 件に つき	255,000円
			建築物の延べ 面積が300平方 メートルを超 えるもの	1 件に つき	317,000円
		複合建築物（住戸 の部分のみを認 定の申請の対象 とするものを除 く。）	建築物全体の 住戸の数が 1 戸のもの	1 件に つき	36,000円に、非住宅部分 認定費相当額Bを加算 した額
			建築物全体の 住戸の数が 1 戸を超え 5 戸 以下のもの	1 件に つき	73,000円に、共用部認定 費相当額B及び非住宅 部分認定費相当額Bの 合計額を加算した額
			建築物全体の 住戸の数が 5 戸を超えるも の	1 件に つき	102,000円に、共用部認 定費相当額B及び非住 宅部分認定費相当額B の合計額を加算した額
法第55条第 1項の規定			1 件に つき	法第53条第 1 項の規定 による低炭素建築物新	

による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する認定手数料		築等計画の認定の申請に対する認定手数料の金額の区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
----------------------------------	--	--

(摘要)

1 共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。

(1) 300平方メートル以下の場合 9,900円

(2) 300平方メートルを超える場合 17,000円

2 共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。

(1) 300平方メートル以下の場合 115,000円

(2) 300平方メートルを超える場合 146,000円

3 非住宅部分認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。

(1) 300平方メートル以下の場合 9,900円

(2) 300平方メートルを超える場合 17,000円

4 非住宅部分認定費相当額Bとは、次の表の左欄に掲げる申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計の区分に応じ、当該建築物についてモデル建物法による場合は同表の中欄に掲げる額を、その他の場合は同表の右欄に掲げる額をいう。

申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計	モデル建物法による場合の額	その他の場合の額
300平方メートル以下のもの	85,000円	255,000円
300平方メートルを超えるもの	108,000円	317,000円

5 モデル建物法とは、申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、法第

54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する計算方法として市長が定めるものをいう。

- 6 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する認定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、それぞれ表に定める額から共用部認定費相当額A又は共用部認定費相当額Bに相当する額を減じた額とする。
- 7 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）又は複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）に係る法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する認定手数料の額は、当該建築物について摘要の6の規定により算定した低炭素建築物等計画認定申請手数料の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 8 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する手数料の額又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する手数料の額は、それぞれこの表又は摘要の6若しくは7に定める額に、別表第1の計画通知手数料の項、建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査に掲げる各区分に応じた額を加算した額とする。